

# 旭市議会会派

## 旭ネットきらめき 市政報告

### 会派所属議員 木内欽市 大塚祐司

#### 旭中央病院検討委員会の答申

旭中央病院検討委員会は平成24年7月24日告示の「総合病院国保旭中央病院検討委員会設置要綱」に基づいて作られた**公的な委員会**です。委員は13名で、学識経験者3名、旭市医師会代表1名、市民代表2名、議会代表1名、県代表1名、旭中央病院代表3名、旭市役所代表2名から構成されています。このうち医師は学識経験者3名中2名（元厚生労働省医系技官、千葉大学医学部附属病院副院長）、旭市医師会代表、県代表（医療整備課長・元厚生労働省医系技官）、病院代表3名中1名の計5名となっています。また経営診断のプロである公認会計士も学識経験者3名中1名、市民代表2名中1名の計2名が入っています。

旭中央病院検討委員会は旭市の委員会にしては珍しく透明性が確保されており、傍聴、録音が自由に出来て、資料も傍聴者に配布された上に、会議録と資料は旭市役所のホームページでも公開されています。これは**明智忠直**市長の医療再生にかける熱意の表れだと考えています。委員会は昨年10月2日から5回に渡って開かれ、5月14日に答申が決まりました。主な結論は旭中央病院を**非公務員型地方独立行政法人**として、他の病院との経営統合を目指すというものです。

#### 地方独立行政法人とは

**地方独立行政法人とは地方自治体を作る会社のような組織です。**旭市の主な役割は独法に土地・建物等を出資すること、経営責任者である理事長を任命すること、独法経営の根幹となる中期目標を作成することです。つまり旭市は会社に例えるなら大株主兼取締役に対応する

役割を担うこととなります。それゆえ**独法は公設公営の一形態に分類**されます。経営統合とは中央病院及び他の自治体が設置する独法化した病院を運営するメンバーを同一とするものです。このため各独法が経営責任を持ちつつ（**黒字病院が赤字病院の穴を埋める必要がない**）経営が一体化され、各病院の役割分担が明確となり、人材等の適正配置により切れ間のない良質な医療の提供が可能となります。

#### 非公務員型地方独立行政法人になると・・・

第3回旭中央病院検討委員会では非公務員型地方独立行政法人となった病院の理事長3名による講演が行われ、独法化後の変化について次のようなことが述べられました。

- ・独法化により職員が働きやすい職場を作りやすくなり、その結果、職員が定着し、医療の質が上がり、患者の評価が高くなった。
- ・職員のコスト意識が身につく、市民目線での医療が促進された。
- ・短時間正職員（短時間労働、無期雇用、退職金あり、昇進あり）、定年後再雇用など雇用形態の多様化が進んだ。職員数が増えることにより地域での雇用も促進された。
- ・兼業規定の導入により他の病院への職員派遣が可能となった。
- ・看護師・コメディカルスタッフの離職率が低下した。さんむ医療センターの看護師の離職率は全国平均の半分である5.8%となった。
- ・市民に対して開示される情報が増えた。
- ・別々の病院の経営統合により医療の集約化及び役割分担が進み、幅広い医療サービスの提供が可能となった。

地元の医療事情を良く知るさんむ医療センターの坂本理事長からは当地域では公立病院同志の経営統合が必要であり、**超急性期から在宅での看取りまで幅広い医療を提供するようになれば、医師の選択肢も拡がり魅力ある職場が出来て医師が集まる、との意見が出されました。**医師が集まれば医療の質が上がり、患者さんからの評価も高くなります。坂本理事長は旭中央病院が独法化されて他の病院と経営統合する目的である医療の質向上を端的に表現していると思います。



## 中央病院の「退職金積立額」が102億円に

旭中央病院職員の退職金積立額が102億円に達しました。県内の54市町村などは千葉県市町村総合事務組合を通じて職員の退職金の支払い業務を行っています。中央病院を含む加入団体は職員の給料年額の22%を負担金として毎年同組合に収めて、同組合は負担金等から各団体職員の退職金を支払っています。しかしながら、中央病院は職員の平均勤務年数が短い等の理由により、病院が支払う負担金の方が職員が受け取る退職金より多くなっており、直近では年6億円程度の資金流出が続いていました。この資金流出を昭和30年度から平成23年度まで累計すると102億円に達します。同組合の流動資産は34億円しかなく、中央病院の退職金積立が他の自治体職員の退職金に使われていることとなります。

旭ネットきらめきは平成24年3月議会において大塚を提出者、木内を賛同者として議案「旭市の退職手当負担金免除を求める意見書の提出について」を提出し全会一致で可決され、意見書は同組合に送られました。またこの問題をマスコミ各社に情報提供し、昨年5月23日朝日新聞千葉版トップ記事として掲載された他、千葉日報でも取り上げて頂きました。明智市長も資金流出を止めるために同組合と交渉し、旭市（中央病院と市役所）として一定額を超えた積立金は実質的に返還され、負担金も減ることになりました。返還額は平成24年度分で10数億円に達します。将来の職員の退職金支払いがあるためにこの全てが自由に使えるわけではありませんが、中央病院は毎年支払う負担金が4億円減ると計算し、2億5千万円強を人件費に上積みして医療の質向上のために使い、1億5千万円弱を経費削減分としました。この経費削減分は最新の医療機器購入等の原資になり得ます。

## 中央病院独法化に関するよくある質問にお答えします

**職員の待遇はどうなる？** 身分は民間人となります。しかし共済組合は加入継続、退職金も清算せずに独法退職時の退職金支払いに必要な勤務年数も公務員時代から通算されます。医業収益に対する人件費比率が民間病院水準の中央病院の場合、給与は大きく変わらないと思わ

れます。どうしても公務員でいたい方は10年間まで市からの派遣という形で公務員でいることができます。

**独法になったら病院のやりたい放題では？** 違います。市長は理事長の任免権を持ち、理事長の経営に問題があれば罷免することが出来ます。市長は経営の根幹をなす中期目標も作ります。病院は中期目標に基づいて中期計画を作りますが、中期計画は市長の認可が必要です。さらに中期目標と中期計画は議会の議決が必要です。この他に議会は市から病院へ支払われる長期借入金などの議決を行います。議会議員は一般質問で従来通り病院問題を取り上げることが出来ます。病院は中期実績報告書と年度実績報告書を作成して評価委員会に提出します。評価委員会ではそれを評価して議会に報告します。独法になったら病院のやりたい放題というのは誤った情報です。

**黒字なのになぜ経営形態変更？** 中央病院の黒字は患者さんの我慢と職員の忍耐の上に成り立っている黒字です。根本的問題を放置したままではいつまでたっても同じことを繰り返すだけです。

**医療費は値上げされる？** 医療費は公定価格ですから変わりません。差額ベッド代等も市長、議会が納得しないようなことは出来ません。**不採算部門は撤退？** ありません。地方独立行政法人法に規定されています。市長、議会、評価委員会も病院をチェックします。

**なぜ批判が起きる？** どんなに良いことでも反対する人はいます。長い外来待ち時間、自転車操業となっている病床運営等により患者さんは不利益を被っています。委員会の答申を批判をするのであれば、専門家を納得させるだけの代案を出すべきです。より優れた代案のない批判は無責任です。なおチラシなどで委員会を批判している人の中には、病院機能向上のために中央病院の巨額な退職金積立を取り返す努力をした人は一人もいないことを御報告申し上げます。

連絡先 大塚 祐司

〒289-2521 旭市ハ810-3

TEL/FAX 0479-63-2751

e-mail: otsuka-yuji@otsuka-yuji.com

